

(目的)

第1条 この規則は、津山市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年津山市条例第100号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(指定管理者の公募の告示)

第2条 市長は、指定管理者を公募しようとするときは、次に掲げる事項を告示しなければならない。

- (1) 管理を行わせる公の施設の名称及び所在地
- (2) 指定管理者の指定の期間
- (3) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (4) 指定を受けようとするものに必要な資格及び条件
- (5) 申請の方法及び期限
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(指定管理者の指定等の告示)

第3条 市長は、条例第4条の規定による指定管理者の指定(以下「指定管理者の指定」という。)をしたとき、又は条例第7条第1項の規定による指定の取消し等(以下「指定の取消し等」という。)を命じたときは、遅滞なく、その旨を告示しなければならない。

(協定の締結)

第4条 市長は、指定管理者の指定をしたときは、当該指定に係る公の施設の管理に関し、次の各号に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。ただし、該当のない項目については、この限りでない。

- (1) 条例第3条第1号の事業計画書に記載された事項
- (2) 当該施設の管理に関する事項
- (3) 利用料金に関する事項
- (4) 本市が支払うべき管理費用に関する事項
- (5) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (6) 事業報告に関する事項
- (7) 指定の取消し等に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(審査委員会)

第5条 市長は、条例第4条の規定による指定管理者の候補者の選定及び指定の取消し等を行うときは、津山市指定管理者審査委員会の議を経て行うものとする。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成21年3月1日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。